

【延滞金の割合（利率）の取り扱いについて】

綾部市上下水道部下水道課

（延滞金の割合（利率））

	令和 6 年 1 月 1 日以後
納期限の翌日から 1 か月	年 2.4%（各年の延滞金特例基準割合+1%）
その後納付の日まで	年 8.7%（各年の延滞金特例基準割合+7.3%）

（延滞金特例基準割合の定義）

各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1 パーセントの割合を加算した割合

（延滞金の割合（利率）の推移）

適用する率の期間	延滞金	
	納期限の翌日から 1 か月 を経過する日までの期間	納期限の翌日から 1 か月 を経過した日以後
平成 11 年 12 月 31 日まで	7.3%	14.6%
平成 12 年 1 月 1 日～平成 13 年 12 月 31 日	4.5%	14.6%
平成 14 年 1 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日	4.1%	14.6%
平成 19 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日	4.4%	14.6%
平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日	4.7%	14.6%
平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日	4.5%	14.6%
平成 22 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	4.3%	14.6%
平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日	2.9%	9.2%
平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日	2.8%	9.1%
平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	2.7%	9.0%
平成 30 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日	2.6%	8.9%
令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	2.5%	8.8%
令和 4 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日	2.4%	8.7%

（延滞金の計算について）

- ・ 納期限までに納付がないときに徴収し、納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算する。

（延滞金計算時における端数計算について）

- ・ 計算の基礎となる額に 1,000 円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。
- ・ 計算した延滞金に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- ・ 計算の基礎となる税額が 2,000 円未満のときは、延滞金は算出しない。